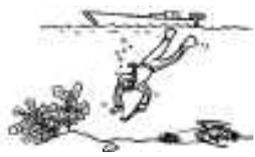


漁業権の一斉切替について

漁業権とは、行政庁（県）の行政行為（免許）により設定される、一定の水面において、特定の漁業を一定の期間排他的に営むことのできる権利。

漁業権の免許にあたっては、公共水面において漁業上の総合利用を図り、漁業生産力を維持発展させるため、県知事に対して10年毎（又は5年毎）に漁場利用計画の樹立が義務づけられている（漁業法第11条）。

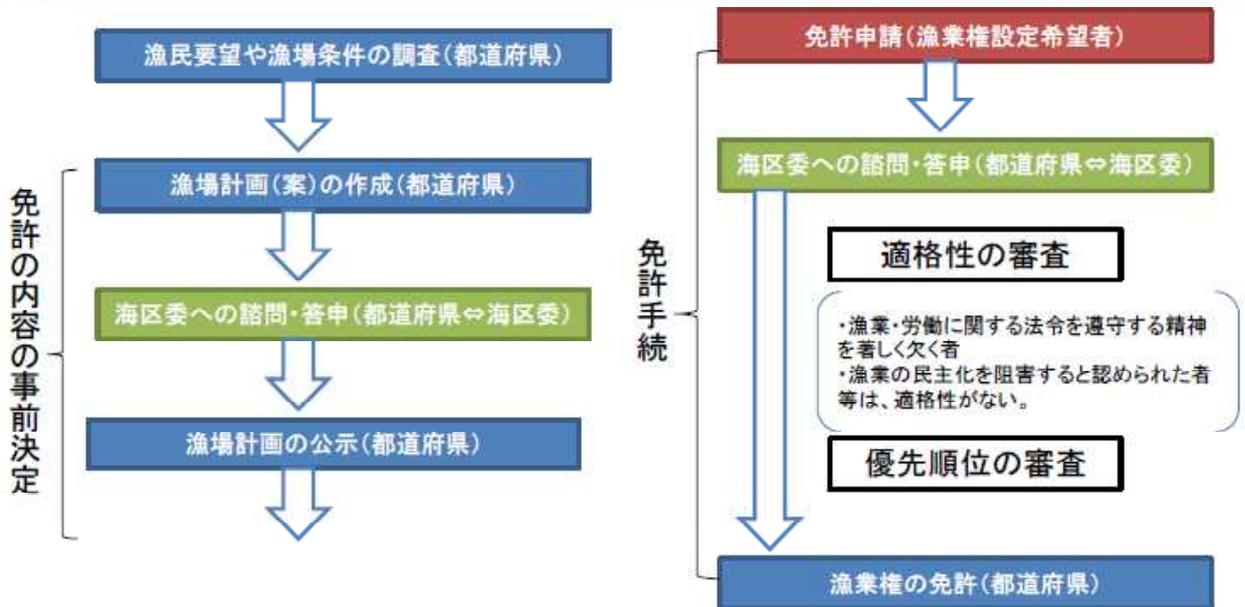
1 漁業権の種類

- | | | | | | | |
|--------|---|---|-----------------------|---------------------------------|-------------------------------|----------------------|
| ○共同漁業権 | 第一種 --- 定着性動植物の採捕（例：あわび、さざえ、うに漁業等） 第二種 --- 固定式刺網、小型定置 第三種 --- 地びき、地こぎ 第四種 --- 寄魚漁業、鳥付きこぎ漁業 第五種 --- 内水面（あゆ、溪流魚等） |  | 組合管理漁業権 （※存続期間10年） | | | |
| | | | | ※本県の第三種の地びき網については平成5年以降は存続期間は5年 | | |
| | | | | ○区画漁業権 | 第一種 --- ワカメ・ノリ養殖、かき養殖、小割式魚類養殖 | 経営者免許漁業権 （存続期間5年） |
| | | | | | 第二種 --- 魚類養殖、エビ養殖 | |
| | | | | | 第三種 --- 貝類養殖（地まき式） | |
| ○定置漁業権 | 漁具を設置して営む漁業 <ul style="list-style-type: none"> 身網が水深27m以深（例：ぶり定置網等） 北海道におけるさけ |  | 経営者免許漁業権（存続期間5年） | | | |

2 漁業権設定までの流れ

○ 都道府県知事は、漁業権を設定する場合、まず、免許の内容（漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期等）を定め、海区漁業調整委員会（以下「海区委」という。）の意見を聴き、免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間等を定めて公示（一般に「漁場計画の樹立」という）。

○ 公示後、漁業権設定希望者は都道府県知事に申請をし、都道府県知事は海区委の意見を聴き、適格性、優先順位を審査して免許。



鳥取県海面の漁業権の免許現状(平成25年9月1日から平成35年8月31日)



【海藻の漁業時期】

- わかめ: 2/1 ~ 6/30
- てんぐさ: 6/6 ~ 8/31
- あまのり: 11/1 ~ 5/31
- もずく: 2/1 ~ 8/31
- くろも: 2/1 ~ 5/31
- あかもく: 3/1 ~ 5/31
- えごのり: 7/21 ~ 8/31
- ひじき: 4/1 ~ 6/30

【殻長等の制限】

- あわび: 殻長9cm以下
- さざえ: 殻蓋(へた)の長さ2cm以下
- はまぐり: 殻長3cm以下 (規則第40条)

【禁止期間】

- なまこ: 5/1 ~ 8/31 (中海海域及び境界道に限る) (規則第38条)

| 番号 | 免許番号 | 漁業権の種類 | 漁業の種類 | 漁業時期 | 漁業権者(漁協) | 存続期間 |
|----|--------|--------|-------|------|------------------|--------------------------------|
| ① | 1号 | 第1種共同 | わかめ | なまこ | 県(東・浦富・網代・福部)、田後 | 平成25年9月1日 から 平成35年8月31日 |
| ② | 2号 | | | うに | 県(東・浦富・網代・福部)、田後 | |
| ③ | 3号 | | | たこ | 県(東・浦富・網代・福部)、田後 | |
| ④ | 5号 | | | いな | 県(東・浦富・網代・福部)、田後 | |
| ⑤ | 6号 | | | はまぐり | 県(東・浦富・網代・福部)、田後 | |
| ⑥ | 8号 | | | かい | 県(東・浦富・網代・福部)、田後 | |
| ⑦ | 4号 | | | ばい | 県(東・浦富・網代・福部)、田後 | |
| ⑧ | 7号 | 第3種共同 | わかめ | い | 県(東・浦富・網代・福部)、田後 | 平成25年9月1日 から 平成35年8月31日 |
| ⑨ | 1、2号 | | | あ | 県(東・浦富・網代・福部)、田後 | |
| ⑩ | 3号 | | | あ | 県(東・浦富・網代・福部)、田後 | |
| ⑪ | 4、5号 | | | あ | 県(東・浦富・網代・福部)、田後 | |
| ⑫ | 6号 | | | あ | 県(東・浦富・網代・福部)、田後 | |
| ⑬ | 7号 | | | あ | 県(東・浦富・網代・福部)、田後 | |
| ⑭ | 8、9号 | | | あ | 県(東・浦富・網代・福部)、田後 | |
| ⑮ | 10、12号 | 第1種区画 | わかめ | あ | 県(東・浦富・網代・福部)、田後 | 平成25年9月1日 から 平成35年8月31日 |
| ⑯ | 11号 | | | あ | 県(東・浦富・網代・福部)、田後 | |
| ⑰ | 13号 | | | あ | 県(東・浦富・網代・福部)、田後 | |
| ⑱ | 14号 | | | あ | 県(東・浦富・網代・福部)、田後 | |
| ⑲ | 15号 | | | あ | 県(東・浦富・網代・福部)、田後 | |
| ⑳ | 16号 | | | あ | 県(東・浦富・網代・福部)、田後 | |
| ㉑ | 17号 | | | あ | 県(東・浦富・網代・福部)、田後 | |
| ㉒ | 1号 | 海定第 | 雑魚 | あ | 県(東・浦富・網代・福部)、田後 | 平成28年11月1日 から 平成30年8月31日 |
| ㉓ | 2号 | | | あ | 県(東・浦富・網代・福部)、田後 | |

第三種共同漁業権に係る各漁協の要望等

| 漁業権者 | 免許番号 | 行使状況 | | | | 免許希望 | |
|-------|-------|----------|--------|--------|--------|--------|---------|
| | | 項目 | H25 | H26 | H27 | | H28 |
| 中部漁協 | 海共第4号 | 行使者数(人) | 6 | 6 | 6 | 5 | 現行条件で希望 |
| | | 延操業日数(日) | 81 | 66 | 58 | 63 | |
| | | 生産量(kg) | 18,970 | 23,187 | 11,846 | 18,866 | |
| | | 生産金額(千円) | 5,947 | 9,998 | 5,957 | 8,098 | |
| 米子市漁協 | 海共第7号 | 行使者数(人) | 4 | 3 | 3 | 3 | 希望しない |
| | | 延操業日数(日) | 26 | 24 | 20 | 12 | |
| | | 生産量(kg) | 3,782 | 4,239 | 2,139 | 2,599 | |
| | | 生産金額(千円) | 1,700 | 1,329 | 763 | 945 | |

米子市漁協は、漁場の管理状況と操業実態に照らして、漁業権の免許は希望せず、地びき網を継続する意向の漁業者へ対して知事許可に切り替える。

定置漁業権に係る漁協、経営者の要望等

| 漁業権者 | 免許番号 | 行使状況 | | | | 免許希望 | |
|----------------|-------|----------|--------|--------|---------|---------|---------|
| | | 項目 | H25 | H26 | H27 | | H28 |
| (有)興洋水産 | 海定第1号 | 行使者数(人) | 1 | 1 | 1 | 1 | 希望しない |
| | | 延操業日数(日) | 141 | 135 | 157 | 150 | |
| | | 生産量(kg) | 92,686 | 75,905 | 135,480 | 110,126 | |
| | | 生産金額(千円) | 34,416 | 30,498 | 60,745 | 54,337 | |
| 県漁協 (御来屋支所) | 海定第2号 | 行使者数(人) | 1 | 1 | 1 | 1 | 現行条件で希望 |
| | | 延操業日数(日) | 134 | 121 | 155 | 144 | |
| | | 生産量(kg) | 45,926 | 64,600 | 86,055 | 61,820 | |
| | | 生産金額(千円) | 30,354 | 32,081 | 45,646 | 45,824 | |

(有)興洋水産は、平成29年10月22日に発生した台風21号により、大型定置網が大破したため、廃止する意向であり、希望しない。

第一種区画漁業権に係る行使状況と漁協等の要望等

| 漁業権者 | 免許番号 | 漁業の名称 | 行使状況 | | | | 免許希望 | |
|---------------|----------------|--------|-------------|---------|---------|---------|---------|---------------------------------------|
| | | | 項目 | H25 | H26 | H27 | | H28 |
| 県漁協 (東支所) | 海区 第1, 2号 | わかめ養殖 | 行使者数(人・団体等) | 1 | 1 | 1 | 1 | 漁場は現行のまま、漁業時期の開始を11月1日から10月21日に変更して希望 |
| | | | 生産量(kg) | 987 | 637 | 994 | 614 | |
| | | | 生産金額(千円) | 582 | 39 | 746 | 460 | |
| 田後漁協 | 海区 第3号 | わかめ養殖 | 行使者数(人・団体等) | 1 | 1 | 1 | 1 | 現行条件で希望 |
| | | | 生産量(kg) | 256 | 0 | 400 | 600 | |
| | | | 生産金額(千円) | 64 | 0 | 100 | 150 | |
| 県漁協 (福部支所) | 海区 第17号 | わかめ養殖 | 行使者数(人・団体等) | — | — | — | 1 | 現行条件で希望 |
| | | | 生産量(kg) | — | — | — | 857 | |
| | | | 生産金額(千円) | — | — | — | 167 | |
| 県漁協 (浜村支所) | 海区 第4, 5号 | わかめ養殖 | 行使者数(人・団体等) | 2 | 1 | 1 | 1 | 現行条件で希望 |
| | | | 生産量(kg) | 1,500 | 300 | 300 | 300 | |
| | | | 生産金額(千円) | 900 | 300 | 300 | 300 | |
| | 海区 第6号 | いわがき養殖 | 行使者数(人・団体等) | 1 | 1 | 1 | 1 | 現行条件で希望 |
| | | | 生産量(kg) | 76 | 1,901 | 1,754 | 1,895 | |
| | | | 生産金額(千円) | 590 | 1,031 | 800 | 995 | |
| 県漁協 (青谷支所) | 海区 第16号 | わかめ養殖 | 行使者数(人・団体等) | — | — | — | 1 | 現行条件で希望 |
| | | | 生産量(kg) | — | — | — | 185 | |
| | | | 生産金額(千円) | — | — | — | 68 | |
| 県漁協 (泊支所) | 海区 第7号 | わかめ養殖 | 行使者数(人・団体等) | 1 | 1 | 1 | 1 | 現行条件で希望 |
| | | | 生産量(kg) | 300 | 250 | 30 | 70 | |
| | | | 生産金額(千円) | 150 | 64 | 32 | 35 | |
| 赤崎町漁協 | 海区 第8, 9号 | わかめ養殖 | 行使者数(人・団体等) | 0 | 0 | 0 | 0 | 希望しない |
| | | | 生産量(kg) | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | | 生産金額(千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 県漁協 (淀江支所) | 海区 第10, 12号 | わかめ養殖 | 行使者数(人・団体等) | 1 | 1 | 1 | 1 | 現行条件で希望 |
| | | | 生産量(kg) | 26,325 | 13,200 | 4,950 | 4,775 | |
| | | | 生産金額(千円) | 14,008 | 6,565 | 2,460 | 2,355 | |
| | 海区 第11号 | のり養殖 | 行使者数(人・団体等) | 0 | 0 | 0 | 1 | 現行条件で希望 |
| | | | 生産量(kg) | 0 | 0 | 0 | 93 | |
| | | | 生産金額(千円) | 0 | 0 | 0 | 193 | |
| | 海区 第13号 | わかめ養殖 | 行使者数(人・団体等) | 0 | 0 | 0 | 0 | H28年まで行使状況がない が現行条件で希望 |
| | | | 生産量(kg) | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | | 生産金額(千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 県漁協 (境港支所) | 海区 第14号 | 魚類養殖 | 行使者数(人・団体等) | 2 | 2 | 2 | 2 | 現行条件で希望 |
| | | | 生産量(kg) | 521,702 | 743,261 | 862,014 | 741,083 | |
| | | | 生産金額(千円) | 280,363 | 543,871 | 627,916 | 585,988 | |
| | 海区 第15号 | いわがき養殖 | 行使者数(人・団体等) | 0 | 0 | 0 | 1 | H28年より種苗を導入し生産 開始、現行条件で希望 |
| | | | 生産量(kg) | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | | 生産金額(千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | |

< 第三種共同漁業権（地びき網）免許方針（案） >

1 基本的な考え方

砂浜域の漁業として地びき網漁業は重要であり、その漁場区域内において多様な漁船漁業がふくそうしている。このため、当該漁業は漁船漁業に比べ機動的でないことから漁業権を免許して、組合による適切な漁場管理計画の基で操業を保護し漁業生産力の維持増大や観光業との連携による地域振興を図る。

なお、漁業権で行う地びき網の条件は次のとおりである。

- (1) 行使者（経営体）があり、操業実態がある。（通常操業、観光地びき）
- (2) 漁協が共同漁業として適切に漁業管理している又は今後管理する見込みがある。
- (3) 他種漁業との調整上、保護する必要があるもの。

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 免許先 漁業協同組合
- (2) 漁業種類 第三種共同漁業権
- (3) 漁業の名称 地びき網漁業
- (4) 漁業時期 操業実態から周年とする。
- (5) 漁場の区域
自然条件、漁業者の漁場利用状況、漁業協同組合の漁業管理実態及び漁業調整の観点に基づいて設定する。また、物理的に漁業が営めない区域、操業実態がない区域は除外。
・北栄町 現行区域を基にする。

3 免許予定日 平成30年9月1日

4 制限又は条件

- (1) 支障のない限り他種漁業の操業を拒んではならない。
- (2) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間においては、灯火による標識による者とする。
- (3) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

5 存続期間 社会環境・自然環境の変化に対応できる期間として5年間とする。 (平成30年9月1日から平成35年8月31日まで) ※現免許と同様

6 その他

- (1) 操業実態のない地区には漁場計画を樹立しない。
- (2) 漁業権の行使状況を年1回知事へ報告する。（漁業法第134条）
※現免許と同様

< 第一種区画漁業権免許方針（案） >

1 基本的な考え方

養殖業を推進し、港内等の未利用水面での漁業生産力の維持増大を図るため、漁業調整上、公益上の観点から支障が無ければ漁業協同組合又は意欲のある経営者に積極的に免許を行う。

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 免許先 養殖業に意欲のある漁業協同組合又は経営者
- (2) 漁業種類 第一種区画漁業権
- (3) 漁業の名称
現在安定的に養殖が行われている種類、新たに漁業振興策として養殖を行う種類を設定する。
- (4) 漁業時期 実際に養殖が行われる時期を設定する。
- (5) 漁場の区域
 - ① 現在、漁業権が免許されており養殖が営まれている区域を設定する。
なお、港湾内、漁港内等については、港湾、漁港管理者等との協議の上、公益上支障のないものについて設定する。
 - ② 漁場区域の基点について、緯度経度による表記を行う。（漁場区域が港湾、漁港内の場合は除く。）

3 免許予定日 平成30年9月1日

4 制限又は条件 (1) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。
ただし、夜間にあつては、灯火による標識によるものとする。
(2) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
※現免許と同様

5 存続期間 5年間（平成30年9月1日から平成35年8月31日）

6 その他 漁業権の行使状況を年1回知事へ報告する。（漁業法第134条）
※現免許と同様

< 定置漁業権免許方針（案） >

1 基本的な考え方

定置漁業権は、漁具を設置して営む漁業で、身網（魚を溜める部分）の設置される場所の最深部が最高潮時において水深27メートル以上であるものをいう。

漁獲量や魚価の低迷、経費の高騰など厳しい状況が続くなか、定置漁業は一定の漁獲量が確保でき、また漁獲される魚種が豊富であるほか、高鮮度出荷が可能となる。産地としての水産物供給体制を維持、強化が図られるため、意欲のある漁業協同組合又は経営者に積極的に免許を行う。

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 免許者 意欲のある漁業協同組合 又は経営者
- (2) 漁業種類 定置漁業（雑漁定置漁業）
- (3) 漁業時期 1月1日から12月31日
- (4) 漁場の区域
 - ① 現在、漁業権が免許されており定置漁業が営まれている区域を設定する。
 - ・鳥取県漁業協同組合（御来屋支所）
 - ② 共同漁業権区域内では、共同漁業権免許者の同意を必要とする。
 - ③ 漁場区域の基点について、緯度経度による表記を行う。

3 免許予定日 平成30年9月1日

4 制限又は条件

- (1) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
- (2) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない

5 存続期間 5年間（平成25年9月1日から平成30年8月31日）

6 その他 漁業権の行使状況を年1回知事へ報告する。（漁業法第134条）

<その他の漁業について漁業権の漁場計画策定に関する検討（案）>

（１）第二種共同漁業

第二種共同漁業とは、網漁具（えりやな類を含む）を移動しないように敷設して営む漁業であり、定置漁業及び第五種共同漁業以外のもので、小型定置網漁業、固定式刺網漁業、敷網漁業、えりやな漁業をいう。

①小型定置網漁業

現在許可漁業として取り扱っている。漁業を営む者が特定しており、共同漁業権とするには適当でない。従来どおり知事許可漁業とする。

②固定式刺網漁業

現在の固定式刺網漁業は広範囲にわたって操業するものであり、漁業権とすべきでない。よって、従来どおり知事許可漁業とする。

（２）第三種共同漁業（つきいそ漁業）

第三種共同漁業のつきいそ漁業とは、その漁法をいかに問わず漁業関係者によって管理又は設置された魚礁に集まる魚を対象として行われる漁業である。

水産庁の漁場計画樹立に関する通知（「漁場計画の樹立について」平成24年6月8日付24水管684号）によると、「国の補助事業により設置した魚礁については、漁業調整その他公益上の支障がなく、漁業生産力の維持発展に資すると認められる場合には、つきいそ漁業権を設定しても差し支えありません。ただし、これらの事業の性格を十分考慮し、設定位置は原則として既存の共同漁業権漁場内に限るとともに、遊漁との調整についても十分配慮する必要があります。

既存の共同漁業権の漁場の区域外の魚礁は、関係する組合が広範囲にわたり、入会的利用状況となっていることが多いため、つきいそ漁業権の設定については慎重に対応してください。」となっている。

当該通知から、県が設置した魚礁については、基本的に共同漁業権の漁場区域外にあるとともに、広く漁業者等の利用を想定した設置目的のため、漁業権の設定は行わない。

また、市町村が共同漁業権内に設置している魚礁等については、該当する魚礁の設置目的等の精査や（遊漁者等他の利用を想定しているものの設定は困難。）、海区内の漁業者（他の漁業との調整）、他の海区の漁業者、遊漁者との調整が必要である。

このことから、これらの魚礁の漁業権の設定は、漁場の利用が特定の漁業者に限定されることもあるため、魚礁の設置目的が当該つきいそ漁業のために設置されたものであり、併せて関係漁業者、遊漁者との調整が付いているもの以外は漁業権の設定は行わない。

漁業権免許までのスケジュール

H29. 11. 16

| 時期 | 項目 | 備考 |
|-------------------------------|---|-------------------|
| 平成 29 年 10 月末まで | 漁業関係者の要望及び漁場条件の調査 | |
| 平成 29 年 11 月 | ●漁業権免許方針（案）（協議） | |
| 平成 29 年 12 月末まで | ○漁場計画の素案作成 ● <u>漁場計画案（1回目協議）</u> →意見を踏まえた修正を行い漁協組合長、支所長との協議 | |
| 平成 30 年 1 月 | ●漁場計画案（2回目協議） →意見を踏まえた修正 | ・関係機関への意見照会 |
| 平成 30 年 1 月 | ●漁場計画案（諮問） (法第 11 条 1 項) | ・漁協事務手続説明会 |
| 平成 30 年 2 月中旬 | ●公聴会の開催（海区委員会主催） (法第 11 条 4 項) ●漁場計画案（答申） (法第 11 条 1 項) | |
| 平成 30 年 3 月 | ○漁場計画の決定及び公示 | ・漁業権の取得のための総会（漁協） |
| 平成 30 年 3 月 1 日から 5 月 31 日頃まで | ○免許の申請期間 | |
| 平成 30 年 8 月 | ●適格性、優先順位の審議の諮問・答申 (法第 12 条) | |
| 平成 30 年 9 月 1 日 | ○免許（3 種共同漁業権、区画漁業権、定置漁業権） (法第 10 条) | |

●・・・海区調整委員会の開催